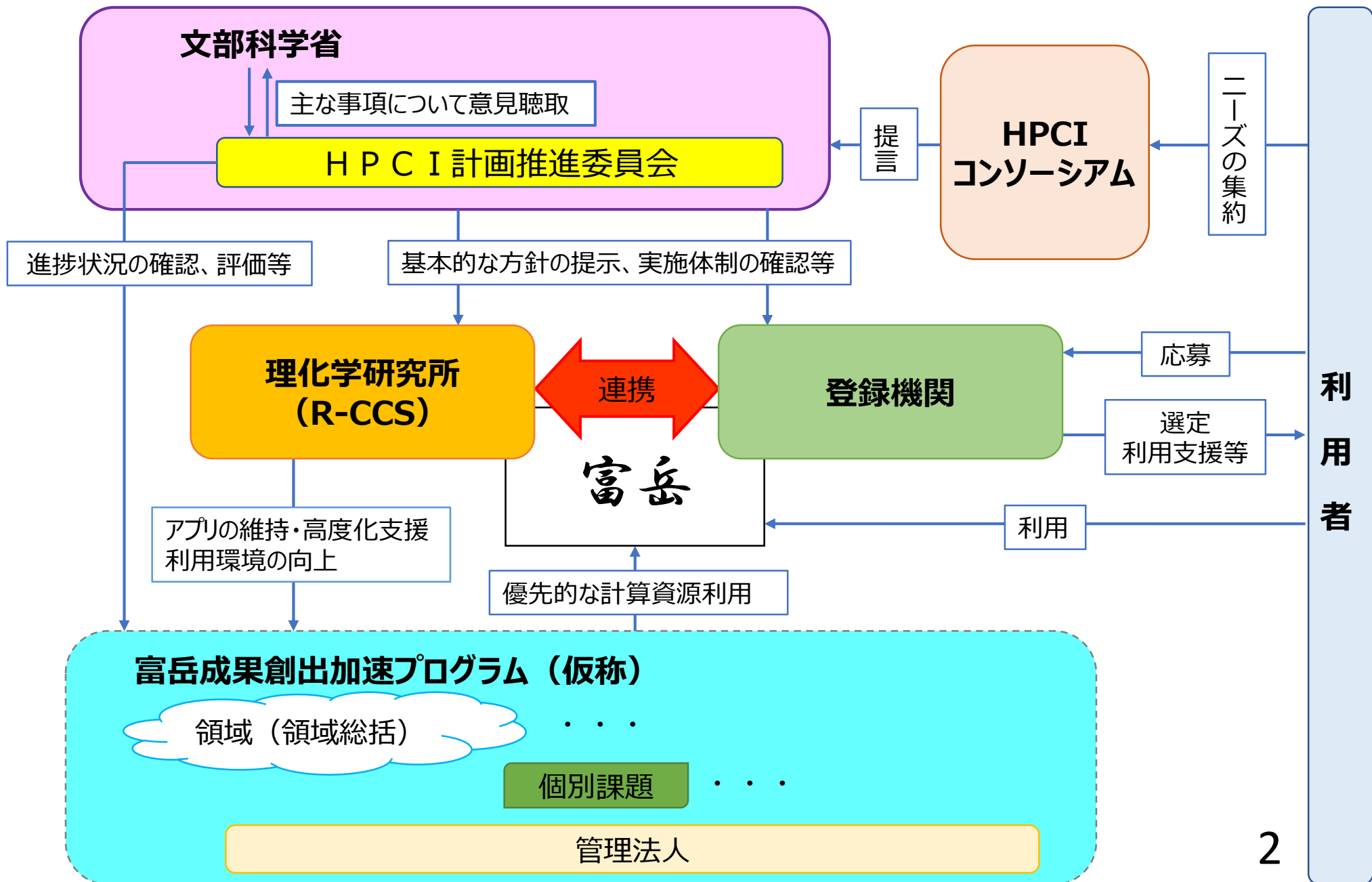


スーパーコンピュータ「富岳」に関する関係機関 概要図



スーパーコンピュータ「富岳」に関する役割分担

◆文部科学省（HPCI計画推進委員会）

- ・ H P C I コンソーシアムの提言を踏まえ、共用の促進に関する基本的方針を策定。【共用法第 4 条】
- ・ 理研、登録機関が作成する「富岳」の利用促進、運用等に関する詳細事項について、基本的方針等に沿っているか確認。
- ・ 「富岳」を用いた成果創出に向けた取組を実施。
特に富岳成果創出 P J では、個別課題の研究開発実施機関を選定し、「富岳」の計算資源を優先的に使用させる。
また、P J 全体に係る広報、個別課題の評価・審査の支援、領域総括の支援等、事業全体で実施した方が効果的、効率的と思われる内容を実施する管理法人を選定する。
- ・ 上記のうち、主な事項については、H P C I 計画推進委員会で意見を聴取、方向性に反映。また、必要に応じて委員会の下にワーキンググループ等を設置して検討を行うことができる。

◆HPCIコンソーシアム

- ・ コミュニティの代表機関として、ユーザーや資源提供機関等の「富岳」に対する意見を集約。
- ・ 上記を踏まえ、「富岳」の利用促進、運用、成果創出等に関する取組等の基本的な方向性について文科省に提言（詳細については提言をふまえて文科省、理研、登録機関が検討）。

◆理化学研究所

- ・ 「富岳」の設置者として、登録機関が実施する利用促進業務を除く「富岳」の運用、共用及びこれらに附帯する業務を行う。【共用法第 5 条第 1 項等】
- ・ 文科省が示す基本的方針に沿って、登録機関と連携しながら「富岳」の利用環境の構築・整備、運用ルールの具体化を行う（利用促進業務に関するところを除く）。
- ・ 共用の促進に関する基本的方針の中で H P C I の中核的な役割を果たすことが期待されている人材育成、利用環境の整備、アプリの高度化、成果の積極的な発信等について富岳成果創出 P J 等と密接に連携して実施。

◆登録施設利用促進機関（登録機関）

- ・ 利用促進業務（利用支援業務、利用選定業務等）を行う。【共用法第 8 条第 1 項等】
- ・ 文科省が示す基本的方針に沿って、理化学研究所と連携しながら「富岳」の利用促進業務の具体化を行う。その際、H P C I コンソーシアムからの提言を尊重する。

【別紙】共用の促進に関する基本的な方針改正案 関連部分抜粋

◆HPCIコンソーシアムに期待される役割

《前文》

HPCIコンソーシアムにおいては、平成22年7月の発足以来、HPCIの整備の在り方を議論する中で、特定高速電子計算機施設の共用の促進についても検討を重ねてきたところである。その検討の結果も踏まえ、共用法第4条第1項の規定に基づき、この方針を定めるものである。

《第一 特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方向》

- 一 (理化学研究所及び登録機関は、) 利用者の意見に十分配慮した特定高速電子計算機施設の整備及び性能向上の推進、公正な利用者選定による利用機会の提供、審査期間の短縮、利用手続きの簡素化等、利用者本位の考え方を基本とした施設の整備及び運営を行うこと。
その際、特定高速電子計算機施設の共用の促進については、利用者側視点に立ったコンソーシアム主導によるHPCI構築の趣旨に適合していなければならない。

四 (イ) 理化学研究所、登録機関、HPCIコンソーシアムが三位一体となった連携・協力関係を構築すること。

◆理化学研究所の役割

《第一 特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方向》

- 二 特定高速電子計算機施設を利用した計算科学技術及び人材の育成は重要である。今後、理化学研究所が中核的な役割を果たし、登録機関及びHPCIコンソーシアム構成機関等関係機関が協力して、優れた研究成果を世界に向けて発信できる計算科学技術分野の研究教育拠点の形成に取り組むこと。また、創出された成果の積極的な公開の促進、普及啓発を通じて、国民の理解、支持及び信頼を得るよう努めること。

《第二 施設利用研究に関する事項》

- 三 (ウ) ...このため、理化学研究所は、このような(特定高速電子計算機施設の設置、開発、整備、運転、高度化研究を通じて理研が獲得、蓄積する)知見や技術の獲得、蓄積に努める。...特に、今後利用が見込まれる人工知能やデータ科学等の分野について、理化学研究所がニーズに応じた新たな利用環境を整備し、ユーザーに提供していくことは重要である。

◆登録施設利用促進機関（登録機関）の役割

《第一 特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方向》

四 特定高速電子計算機施設の共用の促進において、登録機関には、以下のことを求めることとする。

(ア) 登録機関は、利用者側視点に立ったコンソーシアム主導によるHPCI構築の趣旨に適合するよう、機能すること。

(イ) 理化学研究所、登録機関、HPCIコンソーシアムが三位一体となった連携・協力関係を構築すること。

(ウ) 特に利用促進業務は、共用法の趣旨及び利用者側視点に立ったコンソーシアム主導によるHPCI構築の趣旨を最大限実現できるよう、理化学研究所との間で、緊密かつ一体的な連携を保持すること。

(エ) 登録機関は、HPCIコンソーシアムの枠組みの下で構成機関の連携・協力を得て、業務を実施すること。

【参考】フラッグシップマシン以外のHPCIに関する関係機関 概要図

